

令和6年度能登半島地震に係る事業者支援の情報について

※情報は令和7年5月9日時点のものです。詳細については問合先のHPをご確認ください。

【重要】被害を受けた証明となる記録と保管について

令和6年能登半島地震に関して、被害を受けた証明となる

- ・罹災証明書又は被災届出証明書 ※いずれも市で発行しているもの。
 - ・被害を受けた資産等の複数写真
 - ・既に施設復旧等を実施した場合、請求書や領収書、契約書等の取引における書類
- は、支援制度の申請にあたり必要となることがあるため、取得・保管ください。

区分	内容	問合先
相談	令和6年能登半島地震による災害に関する特別相談窓口	氷見商工会議所 中小企業相談所 TEL:74-1200
補助金	小規模事業者持続化補助金「災害支援枠」(国補助金、商工会議所窓口) 小規模事業者が商工会議所の助言を受けながら事業の再建に向けた計画を事業者自ら作成し、作成した計画に基づいて行う販路開拓等の取り組みを補助します。 ○補助上限額200万円(直接被害)・100万円(間接被害) ○補助率 2/3 ※要件を満たす場合は定額	
	なりわい再建支援補助金(県補助金) 令和6年能登半島地震に関して、施設復旧等の費用に対して補助されます。 ○補助対象経費:中小企業者等の施設又は設備であって、「令和6年能登半島地震」のため損壊や使用困難になったもののうち、県内の施設及び設備の復旧・整備に要する経費を補助します。 ○補助上限額:最大3億円 ○補助率:中小企業等3/4以内	富山県 経営支援課 TEL:076-444-3253 

区分	内容	問合せ先
金融	<p>令和6年能登半島地震災害マル経</p> <p>○貸付対象：「小規模事業者再建支援方針」に沿って事業を行っており、令和6年能登半島地震の直接被害者(建物、機械設備、在庫品等)及び間接被害者(売上減少等)。</p> <p>○資金使途：復旧により必要とする設備、運転</p> <p>○貸付限度：1,000万円 ※「一般マル経」とは別枠</p> <p>○貸付利率：一般マル経より当初3年間直接被害者△0.9% 間接被害者△0.5%</p> <p>○貸付期間：設備10年以内(据置2年以内)運転7年以内(据置1年以内)</p>	<p>氷見商工会議所 中小企業相談所 TEL:74-1200</p> 
	<p>震災対策特別融資（富山県）</p> <p>○融資要件：令和6年能登半島地震において被害を受けた県内全域の中小企業者</p> <p>○資金使途：設備、運転</p> <p>○融資限度：1億円</p> <p>○融資利率：年1.25%以内</p> <p>○融資期間：10年以内(据置期間5年以内)</p> <p>○保証料率：0～0.55%（保証必須）</p> <p>○取扱期間：令和7年7月31日まで</p>	<p>富山県 経営支援課 TEL:076-444-3248 取引先金融機関</p> 
	<p>災害貸付（日本政策金融公庫）</p> <p>○融資期間等：HP参照</p>	<p>日本政策金融公庫 高岡支店 TEL:0570-045028</p> 
	<p>小規模企業共済 特例災害時貸付</p> <p><災害救助法適用地域内に所有する事業資産が直接被害に遭われたご契約者様></p> <p>○借入要件等：HP参照</p>	<p>共済事業グループ 小規模共済融資課 TEL:03-3433-8811</p> 